|  |  |
| --- | --- |
| 公益社団法人　日本サイン協会　指定用紙 | |
| 整理番号 |  |
| 1. ソフトウエア以外の場合　☑ 2. ソフトウエアである場合　□ | |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書（型式確認用）

シリアル番号（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当　該　設　備　の　概　要 | 減価償却資産の種類 |  |
| 設備の種類又は細目 | 「看板.広告器具」　①看板、ネオンサイン　②その他のもの主として金属製のもの |
| 設備の名称 |  |
| 設備型式 |  |
| 本社名・事業所名 |  |
| 法人番号　※法人のみ |  |
| 本社所在地 |  |
| ユーザー連絡先  （会社名、担当部署、電話番号） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該　当　要　件 | 一定期間（注１）内に販売開始された製品であるか | ①販売開始年度(西暦)：　　　　　年度(注２)  ②取得(予定)日を含む年度：　　　 年度(注２)  　　　　　　② - ① ＝ 　　年 | １．該当　２．非該当 |
| 「生産性向上」（旧モデル比生産性年１％向上）に該当するか  （※）当該設備がソフトウエアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | | １．該当　２．非該当 |
| 該当要件への当否 | | | １．該当　２．非該当 |
| 有　効　期　限（注３） | | | 西暦　　　　　年１２月３１日 |

〇上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

（注１）一定期間は、機械装置：１０年、工具：５年、器具・備品：６年、建物附属設備：１４年、ソフトウエア：５年とする。

（注２）年度とは、その年の１月１日から１２月３１日までの期間をいう。

（注３）当該証明を受けた年度（１月１日～１２月３１日）に限り有効とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

　西暦　　　　　年　　月　　日

〒105-0013

東京都港区浜松町1-21-4

公益社団法人　日本サイン協会

　　会長　　梅原　敏裕　　印

担当窓口：事務局長　岡田菜美子

連絡先（電話番号）：03-3437-1526

(任意)メールアドレス：office@sign-jp.org

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦　　　　　年　　月　　日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名：

担当者氏名：

所　　　属：

担当者連絡先（電話番号）：

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html

【経営力向上計画に係る認定申請書における「８．経営力向上設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項(注４) | 変更前（都道府県名・市町村名） | 変更後（都道府県名・市町村名） |
|  |  |

（注４）経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件（年数）が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

　　日本サイン協会　（様式2）

チェックリスト　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　整理番号｛　　　　　　　　　｝

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 申請者記入欄 | 証明者確認欄 |
|  | 販売開始期間に関する要件 | 新モデルが設置日からさかのぼり、一定期間内に販売開始されたものか | 1.該当　　　2.非該当 |  |
| 旧モデルの販売開始年：①　　　　　　　年  新モデルの販売開始年：②　　　　　　　年  新モデルを設置した年：③　　　　　　　年  左記要件期間：　　　　③－②＝　　　　年  （6年以内が要件） |
| 生産性向上に関する要件 | 旧モデルに比べて新モデルの生産性が年平均１％以上向上しているか  （看板、広告等の単位面積当たりの消費電力が削減されたことを投入コスト削減率向上と見なす） | 1.該当　　　2.非該当 |  |
| ・旧モデルの発光面表示面積：　　　　　㎡  ・旧モデルの合計消費電力：　　　　　　Ｗ  ・旧モデルの生産性  　④　　　　　　　Ｗ/㎡    ・新モデルの発光面表示面積：　　　　　㎡  ・新モデルの合計消費電力：　　　　　　Ｗ  ・新モデルの生産性  　⑤　　　　　　　Ｗ/㎡  ・生産性の向上率（E）  　　（④－⑤）／④×１００＝　　　　　％  ・モデルチェンジするまでの年数（N）  　　　　　　　②－①＝　　　　年  ・年平均の生産性向上率  （E）／（N）＝　　　　　　％  　　　　　　（１％以上が要件） |
| 該当要件への当否 | | | 1.該当　　　2.非該当 |  |
| （※１）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。  　　　　なお、年度とはその年の１月１日から１２月３１日までの期間をいう。  （※２）一定期間は、機械装置：１０年以内、工具：５年以内、器具備品：６年以内、建物附属設備：１４年以内  （※３）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。  　　　　比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。  　　比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。 | | | | |